

# 静岡県合同チーム参加規定

静岡県中学校体育連盟

平成23年制定

平成26年4月1日改正(第3条)

平成27年11月27日改正(第2条)

平成29年5月19日改正(第2条)

令和元年11月29日改正(第2条)

## 第1条(目的)

この規定は、少子化に伴う部員数の減少で、単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し、少人数の運動部に大会参加の機会を与えるという趣旨から、複数校による合同チームの編成での大会参加を認めることを目的とする。ただしこの規定は、競技力を目的としたチーム編成や個人の救済措置ではない。

## 第2条(編成の条件)

- (1) 合同チームの各校は、静岡県中学校体育連盟に加盟していること。
- (2) 合同チームの編成を希望するそれぞれの学校において、学校教育活動計画に基づいて部が設置され活動していること。
- (3) 合同チームの編成は、同支部内(※1)の学校同士とする。ただし、以下の1～4の順に編成をすることを基本とする。(※1:ここでいう同支部内とは、支部大会開催区分のことをいう)
  - 1、同市町内において、第3条にある人数に満たない学校同士
  - 2、同市町内において、第3条にある人数に満たない学校と満たしている学校
  - 3、同支部内において、第3条にある人数に満たない学校同士
  - 4、同支部内において、第3条にある人数に満たない学校と満たしている学校

## 第3条(承認競技)

合同チームで参加ができるのは、個人競技のない以下の6競技に限る。(全国大会参加規定に準じる)

また、どちらか一方が( )内の人数を下回った場合に合同チームが組める。

- |               |             |             |
|---------------|-------------|-------------|
| ① バスケットボール(5) | ② サッカー(11)  | ③ バレーボール(6) |
| ④ 軟式野球(9)     | ⑤ ソフトボール(9) | ⑥ ハンドボール(7) |

\*なお、合同チーム名は各校の連名とし、ユニフォームは両校で相談して決める。

## 第4条(参加基準)

- (1) 原則2校までの合同とし、3校以上になる場合はその趣旨を支部中体連に伝え、その後静岡県中学校体育連盟の承諾を得ること。
- (2) 合同チームの各校には顧問が必要であり、両校いずれかの顧問が監督として登録をすること。  
また、もう一方の顧問は、コーチとして必ずベンチ入りすること。

## 第5条(編成の手続き)

- (1) 編成の条件を満たしている当該校長は、教育上合同チームの編成が必要であるという判断のもと、同支部大会に参加する学校に合同チームの編成を働きかけることができる。
- (2) 合同チーム両校の校長が編成を認めたら、その旨を支部中体連会長に申請をする。
- (3) 申請を受けた支部会長は、支部理事長・競技部長と協議の上、承認の可否を判断する。
- (4) 申請は合同チーム活動開始前に確実に行うこと。

## 第6条(参加資格の抹消)

- (1) 各支部中体連から大会参加の承認を受けたチームであっても、次のような場合には、その資格を失うこともある。
  - ① 本規定の趣旨や目的にそった合同チームでないことが明らかになった場合。
  - ② 「合同チーム参加規定」ならびに「登録申請・承認規定」に違反した場合。

## 附則

この規定は、平成23年4月1日より実施する。

(ただし、この規定は平成23年度4月1日 入学生より適応する)

本規定は、平成26年4月1日より実施する。

本規定は、平成28年4月1日より実施する。

本規定は、平成30年4月1日より実施する。

本規定は、令和2年4月1日より実施する。